

## 福井県公安委員会規程第14号

運転免許に係る技能試験等の実施基準に関する規程を次のように定める。

令和4年5月12日

福井県公安委員会委員長 奥井 隆

### 運転免許に係る技能試験等の実施基準に関する規程

運転免許技能試験の実施基準に関する規程（令和元年福井県公安委員会規程第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条第1項第2号に規定する自動車等の運転に必要な技能についての運転免許試験（以下「技能試験」という。）、法第89条第3項に規定する自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについての検査（以下「技能検査」という。）、法第100条の2第1項に規定する再試験のうち技能に関するもの（以下「技能再試験」という。）並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第18条の5の規定による限定の全部又は一部解除を受けるための審査及び法第91条の2第3項の規定による条件の変更をすることが適当であるかどうかについての審査（以下「技能審査」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

（試験のコース）

第2条 技能試験、技能検査、技能再試験及び技能審査（以下総称して「技能試験等」という。）のコース（以下「試験コース」という。）は、警察庁交通局長が別に定める場内試験課題設定基準及び路上試験課題設定基準に基づき、次の各号に掲げる運転免許（以下「免許」という。）の種類ごとに、当該各号に定めるところにより設定する。

- (1) 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）にあっては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上
- (2) その他の免許にあっては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上

2 場内で行う試験コースは、警察庁交通局長が別に定める立体障害物設置基準に基づき障害物を設けるものとする。

（試験用車両）

第3条 技能試験等において使用する自動車（以下「試験車両」という。）は、警察庁交通局長が別に定める試験車両基準によるものとし、安全運転支援装置については、当該装置の機能を無効とすることができないもの及び当該装置の機能を無効としてもエンジ

ンを再始動すると自動的に有効になるものを除き、当該装置の機能を無効とした状態とする。ただし、次の各号に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 安全運転支援装置であって、その機能を無効とすることができないもの又はその機能を無効としてもエンジンを再始動すると自動的に有効になるもののうち、後付け等の安全運転支援装置であって、その機能が試験の判定に影響を与えるものを装備している自動車については、試験に使用しないこと。
- (2) 安全運転支援装置の機能を有効な状態とする場合において、当該機能が作動する時機又は感度を調整することができるときは、最も遅い時機に作動し、又は最も低い感度で作動するように調整すること。

(技能審査)

第4条 技能審査については、警察庁交通局長が別に定める技能審査課題設定基準及び自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査採点基準に基づいて実施するもののほか、この運転免許に係る技能試験等の実施基準によるものとする。

(試験の実施手順)

第5条 試験コース及び試験車両の指定並びに試験官の配置は、福井県警察本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が技能試験等の実施直前に行う。

2 試験官は、運転免許申請書、運転免許証等によって受験者の確認を行うものとする。この場合において、路上試験（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能検査並びに準中型免許及び普通免許に係る技能再試験をいう。以下同じ。）を実施する前に、必ず試験車両を運転することができる免許に係る免許証を携帯していることを確認するものとする。

3 試験官は、次の各号に掲げる事項について、技能試験等の開始前に受験者に対し指示及び説明を行うものとする。

- (1) 技能試験等の実施中における事故防止措置
- (2) 試験課題履行条件及び試験中止事項
- (3) 試験コースの走行順路
- (4) その他技能試験等の実施について必要な事項

4 試験官は、受験者の服装等が不適切であると認めたとき（大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）及び普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）に係る試験の受験時にヘルメット、手袋、長袖服、長ズボン及び靴を着用していない場合又は大型二輪免許及び普通二輪免許以外の技能試験等の受験時にげた、サンダル又はハイヒールを着用している場合）は、その者の技能試験等を延期するものとする。

5 試験官は、受験者の運転する自動車に同乗して技能試験等を行う場合にあっては、走行順路について受験者が運転に余裕を持てるよう教示の時機を十分考慮した上で、進行方向を指し示すなどして明確に教示するものとし、同乗以外の方法で技能試験等を行う場合にあっては、走行順路を示した図を事前に配布するなど、できる限り受験者が走行順路を覚えられるような配慮をするものとする。ただし、助言その他の指示（走行順路の教示又は減点後の是正措置若しくは危険防止のための指示を除く。）は、してはなら

ない。

6 試験官は、技能試験等を終了した受験者に対し、当日の技能試験等の結果から見て運転上の重要なポイント又は今後の運転練習の努力目標について簡潔な指導及び助言を行うものとする。

7 技能試験等その他に必要なならし走行は、次の各号に掲げる要領で行うものとする。

(1) 場内試験（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許以外の免許に係る技能試験、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査をいう。以下同じ。）は、原則として受験者ごとにおおむね100メートル（カタピラ限定大型特殊自動車免許に係る技能試験の場合は、50メートル）の場内コースにおけるならし走行（以下「場内ならし走行」という。）を行う。

(2) 大型免許、中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能試験並びに大型免許及び中型免許に係る技能検査は、原則として受験者ごとに場内コースでおおむね300メートルの場内ならし走行及びおおむね100メートルの道路におけるならし走行（以下「路上ならし走行」という。）を行う。また、路上試験のコースに坂道がある場合には、場内ならし走行において坂道コースで上り坂の停止及び発進も行う。この場合において、場内コースにおけるならし走行においては、路上試験の安全性の確保のため、受験者の運転技能の把握を行うものとし、この距離で運転技能の十分な把握ができなかった者については、さらに100から200メートルまでの走行を行っても差し支えない。

(3) 準中型免許及び普通免許に係る技能試験、技能検査及び技能再試験は、原則として受験者ごとにおおむね100メートルの路上ならし走行を行う。

(4) 普通第二種免許に係る技能試験は、原則として受験者ごとにおおむね100メートルの場内ならし走行及び路上ならし走行をそれぞれ行う。

8 ならし走行を行う場合の留意点は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ならし走行から技能試験等へ移行する場合は、下車しないで行うこと。

(2) 路上ならし走行開始地点では、必ず一旦停止させること。

（試験課題履行条件）

第6条 技能試験等は、正確な法令履行及び正確な運転操作によって、道路及び交通の状況に応じて安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うものとする。

2 場内試験の課題を履行する場合の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うものとし、乗車地点から技能試験等の起点に至るまでのならし走行中は採点しないこと。この場合において、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から技能試験等に移行する際に一旦停車しない場合は、同時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。

(2) 安全運転支援装置は、一定以上の速度で走行している場合には適切に作動しない場合があるなどの限界があるので、運転中は絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うこととし、試験官から指示のあった場合を除き、無効となっている安全

運転支援装置の機能を有効としないこと。

- (3) 安全確認は、原則として直接目視及びバックミラーによること。
- (4) 試験コースは、全て車道とみなすこと。
- (5) 車輪が縁石に乗り上げたとき、又は試験コース外に落輪したときは、直ちに停止して、乗り上げる（落輪を含む。）以前の地点まで戻って走行し直すこと。
- (6) 周回コース又は幹線コースの速度指定区間は、指示速度に従って走行すること（指示速度は、受験者に対し、現場で再指示する。）。
- (7) 鋭角コースは、3回以下の切り返しによって通過すること（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審査の場合に限る。）。
- (8) 上り坂の停止及び発進は、指示した場所で停止し、直ちに発進すること（受験者に対し、現場で再指示する。）。
- (9) 方向変換は、コース凹部に後退で入ること。この場合において、けん引車の方向変換にあつては、方向変換のための後退を終了したときに、けん引車と被けん引車とを直線の状態で停止させること（直線の状態で停止させることは、受験者に対し、現場で再指示する。）。
- (10) 路端における停車及び発進（大型自動車及び中型自動車の場合に限る。）は、1回の停車により、車体を道路のできる限り左側端に道路と平行に沿わせ、かつ、車体の先端を指定された停止位置目標のポールに一致させること。この場合において、1回の停車で履行条件を満たせなかったときは、切り返しを行って停車位置に合わせ、停車完了後は、前方に発進して障害物に接触することなく通過すること（受験者に対し、現場で再指示する。）。
- (11) 前号の場合において、停止位置に合わせるための切り返しは、範囲の制限はないこととするが、停止位置から前方に発進した後、障害物を避けて通過するために切り返しを行うときは、車体の先端が停止位置目標のポールより後方とならない範囲で行うこと。
- (12) あい路への進入（大型自動車及び中型自動車の場合に限る。）は、走行線から車輪をはみ出さずに走行し、そのまま停車することなくおおむね90度車体の向きを変え、進入範囲（路面に引かれた2本のライン及びそれぞれのラインを後方に延長した仮想線に挟まれた範囲をいう。）に車体の全部を入れること（進入範囲等は、現場で再指示する。）。ただし、おおむね90度車体の向きを変えた後、進入範囲に車体を入れるために切り返し等を行う場合にあつては、前方は限界線を車体の一部が超えない範囲とし、後方は2本のラインの後端を後輪が超えない範囲で行うこと。
- (13) 走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次のとおりとすること。
  - ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車（以下「四輪車」という。）は、車体の先端を指示した停止目標物（ポール等）に一致させる。ただし、バス型の自動車は中央ドアの中心を指示した停止目標物に一致させる。
  - イ 大型特殊自動車（以下「大特車」という。）で作業機具を接地させる構造のものは、アのほか、作業機具を水平に接地させる。
  - ウ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「二輪車」という。）は、前車輪の先

端を停止目標物（ポール等）に一致させ、サイドスタンド(サイドスタンドのない車両は、メインスタンド)を立てる。

(14) 特別コースの走行（二輪車の場合に限る。）は、次のとおりとすること。

ア 直線狭路コースの走行は、直線狭路台手前の指定地点で一旦停止し、直線狭路台を着座姿勢により、大型自動二輪車（以下「大型二輪車」という。）にあつては10秒以上、普通自動二輪車（以下「普通二輪車」という。）にあつては7秒以上、普通二輪車で総排気量0.125リットル以下の限定条件の付されたもの（以下「小型二輪車」という。）にあつては5秒以上の所要時間で走行する。

イ 連続進路転換コースの走行（小型二輪車を除く。）は、立体障害物の間を順にS字状に、かつ、大型二輪車にあつては7秒以下、普通二輪車にあつては8秒以下の所要時間で走行する。

ウ 波状路コースの走行（大型二輪車に限る。）は、立ち姿勢(スクーター型の大型二輪車は着座姿勢)により、できる限り遅い速度で走行する。

エ 指定速度からの急停止は、指定速度（大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。）を保ち、指定位置（急制動開始線をいう。）で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区内で安定した停止をする。この場合において、指定速度に達しない速度で指定位置にさしかかった場合又は指定位置では指定速度に達していたが、その手前から制動を開始していた場合は、試験官の指示に従って1回に限りやり直しをする。

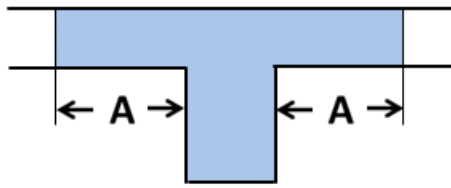
オ 側車付き二輪車は、エの指定速度からの急停止のみ行う。

3 路上試験の課題を履行する場合の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 採点の範囲は、次のとおりとすること。

ア 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、場内コースの乗車地点から試験の起点に至るまでの場内コース走行中、場内ならし走行中、路上ならし走行中及び場内コースの降車地点において下車する場合の場内コース走行中は採点しない。この場合において、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しないときは、路上ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点し、場内コースの降車地点において下車するときは、場内の発着点に停車する際に「駐停車方法違反」、「駐車措置違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施するときは、当該課題実施時に「停止位置不適」、「駐停車方法違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」、「後車妨害」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点する。

イ 場内コースにおける方向変換の採点は、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行う。ただし、採点範囲から出ている車体部分については採点しない。

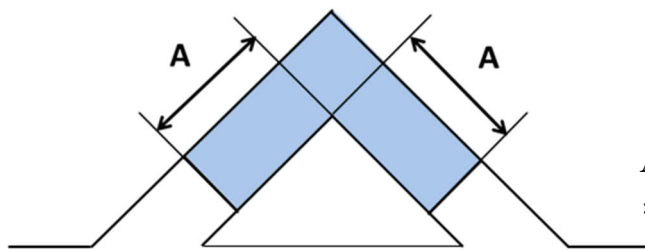


区分	Aメートル
普通自動車・ 準中型自動車	5.0
中型自動車	8.0
大型自動車	10.0

\* 着色部分が採点範囲

ウ 場内コースにおける縦列駐車の際の採点は、縦列駐車コースと平行に停止してから、駐車範囲内（コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側とする。）に車体の全部を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とする。

エ 場内コースにおける鋭角コースの採点は、鋭角コースの採点範囲（下図のとおり）内に車体の一部が入り始めてから、そのコースの採点範囲から車体の全部が出るまでの間とする。ただし、採点範囲から出ている車体部分及びコース進入時の右左折行為のみに伴う後輪の脱輪については、採点しない。



A：車体の長さ以上

\* 着色部分が採点範囲

- 
- (2) 安全運転支援装置は、場内試験に準じること。
  - (3) 安全確認の方法は、場内試験に準じること。
  - (4) 路端への停車及び発進（準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の場合に限る。）は、次のとおりとすること。
    - ア 準中型免許及び普通免許の場合は、試験官からの「停車可能な場所で停車して下さい。」という趣旨の合図の後、合理的かつ速やかに停車する。
    - イ 大型第二種免許及び中型第二種免許の場合は、試験官から指定された目標物を車両の中央ドア（前部ドアしかない車両の場合は、幅おおむね1メートルの中央ドアを想定した表示）の中心に合わせて停車する。この場合において、路端への停車及び発進は3回実施するが、路上で2回しかできなかったときは、3回目については場内の発着点等で実施する。
    - ウ 普通第二種免許の場合は、試験官から目標物が指定されたときは、指定された目標物を左側後部のドアの中心に合わせて停車する。また、試験官から「停車可能な場所で停車して下さい」という趣旨の合図があったときは、合理的に最も近接した場所に停車するが、停車禁止場所を含んだ箇所では合図があったときは、停車禁止場所を避けた上で合理的に最も近接した場所に停車する。この場合において、試験官から目標物を指定される停車は1回、試験官からの合図による停車は3回（うち停車禁止場所を含んだ箇所での停車は1回）実施する。

エ 路端への停車は、ドアを開ける分の幅は考慮せず、停車時は、ギアをニュートラル（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT車」という。）はパーキングとする。）とし、ハンド（駐車）ブレーキ、ブレーキペダル等によるブレーキを効かせる。

オ 路端からの発進は、試験官の発進合図の後に行う。

- (5) 転回（普通第二種免許の場合）は、試験官に指示された区間内で、できる限り速やかに転回すること。この場合において、試験官は、転回区間の100メートル以上手前の地点で走行中に指示すること。
- (6) (5)の場合において、転回を行うに当たっては、中央線に寄ってから行い、又は一旦左側で停車してから行うなどの方法でも良い。ただし、交差点の交差路又は道路外の施設の出入口に一旦入り込んでのスイッチターン（道路が積雪又は凍結している場合を除く。）及び信号機のある交差点での転回は、行わないこと。
- (7) 脱輪時の措置（場内コースの場合）は、場内試験に準じること。
- (8) 鋭角コースの通過（場内コースの場合）は、場内試験に準じること。
- (9) 方向変換（場内コースの場合）は、コース凹部に後退で入ること。
- (10) 縦列駐車（場内コースの場合）は、コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内（縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れた後に発進すること（駐車範囲等は、受験者に対し現場で再指示する。）。
- (11) 走行を終了したときは、駐車状態とすること。
- (12) 路上試験実施上の留意事項は、次のとおりとすること。

ア 路上試験は、場内コースと路上コースとも同一の受験者に対して同一の試験官とする。

イ 路端へ停車する際及び停車中（受験者の交代時を含む。）は、停車するための進路変更の合図の後であれば非常点滅表示灯をつけても差し支えないものとする。

ウ 路上試験の安全性の確保のため、準中型免許及び普通免許を除き、場内コースを先に実施するものとする。準中型免許及び普通免許における場内コースについては、路上コースの後に実施する。

（採点）

第7条 採点方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 試験の採点は、警察庁交通局長が別に定める採点基準及び警察庁交通局運転免許課長が別に定める減点適用基準に定める減点事項に該当するものについて減点し、警察庁交通局長が別に定める採点基準細目一覧表（路上）及び採点基準細目一覧表（場内）に準じた技能試験等の成績表に記録して行う。ただし、道路（コース）の形態、交通の状況、走行順路の設定方法等から減点することが明らかに不合理な場合は、減点しないこと。
- (2) 採点は、回数減点を原則とする。ただし、採点基準に定める「特別減点細目」に該当するものについては、1回目は減点を保留するが、2回以上該当した場合は、遡って1回目からその全てを減点すること。

2 路上試験における是正措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のアからウまでに掲げるときは、第9条第2号に規定する試験官補助を適用して是正すること。

ア 採点基準に定める危険行為等に該当するおそれがあるとき

イ 周囲の状況から危険のおそれがある法令違反が行われようとしたとき

ウ 周囲の状況から危険のおそれがある運転操作が行われようとしたとき

(2) 他の交通の円滑を妨げるおそれがある法令違反又は運転操作が行われようとした場合は、該当する減点細目を適用し、注意を与えて是正させること。

3 技能試験等において走行順路を間違えた場合は、直近の道路（場内試験にあつては、直近の幹線コース又は周回コースとする。）を前進う回して正規の走行順路に復帰するものとする。この場合において、走行順路を間違えたことについては、減点はしないが、正規の走行順路に復帰する間については採点の範囲とする。

（合格基準）

第8条 技能試験等の成績は、100点を満点とし、免許の種類ごとに次の各号に掲げる得点のものを合格とする。

(1) 第二種運転免許は80点以上

(2) 第一種運転免許、準中型仮免許及び普通仮免許は70点以上

(3) 大型仮免許及び中型仮免許は60点以上

（技能試験等の中止）

第9条 次の各号に掲げる事項に該当したときは、技能試験等を中止するものとする。

(1) 採点基準に定める次のア及びイに該当する危険行為等

ア 場内試験

逆行大、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪大、接触大、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み及び安全運転義務違反

イ 路上試験

逆行大、発進不能、暴走、ふらつき大、通過不能、脱輪大、接触大、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、歩行者保護不停止等、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反及び通行禁止違反

(2) 試験官補助（技能試験等の実施中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドルを操作した場合、技能試験等を同乗以外の方法で行うときなど、試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに、口頭による指示等の手段によりこれに代わる補助を行った場合、又は危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ若しくはハンドルの操作が行われた場合をいう。）

(3) 減点超過（減点した合計点によって、合格基準に定める免許の種類ごとの成績を得ることができないことが明らかとなった場合をいう。）

(4) 指示違反（試験実施のための指示をしたにも関わらず、これに従わない場合をいう。）



(試験官の指定)

第10条 試験官の指定等に関しては、別に定める。

(採点結果の記載及び確認)

第11条 試験官は、技能試験等の成績表に記録した減点項目について点検をし、合否の別及び所定事項を記載するものとする。

2 運転免許課長は、技能試験等の成績表を点検し、適正に技能試験等が実施されたものであるかを確認するものとする。

(試験コースの保存)

第12条 技能試験等に使用するコースに関する書類は、その使用を終えた後、会計年度で5年間保存し、その状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。